

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 青森県青森市長島一丁目1番1号

事業者名 青森県
代表者名 青森県知事 宮下 宗一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	特になし	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検	・旅客施設について、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。	現行計画を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助の実施	・段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅について、事前に連絡をいただくことにより駅係員が乗降を補助する対応を適切に行う。	現行計画を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助の周知	・段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅における事前連絡による駅係員の乗降補助の対応について、ホームページへの掲示等により周知を図る。	現行計画を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修等の実施	・段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅における事前連絡による駅係員の乗降補助について、駅係員の研修等により対応の向上を図る。	現行計画を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
一般利用者への声かけ	・施設構内のエレベーター等の設備を必要とされているお客様が適正に利用できるよう、駅員が一般の利用者に対して声掛けを行う。	現行計画を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

利用者から寄せられる意見を施設の改善に活用する。

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載

(4) その他

特になし
